

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1-10 に示すとおりです。

宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000m²超となるもの（①～④を除く）	
⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となる土石の堆積	—	
⑦ 最大時に堆積する面積が500m²超となる土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する面積が1,000m²超となる土石の堆積	

図 1-10 許可が必要となる工事の規模

■Point

- ・高さが 2m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1m を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。
- ・土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300m² を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

改定後

解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1-10 に示すとおりです。

宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000m²超となるもの（①～④を除く）	
⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となる土石の堆積	—	
⑦ 最大時に堆積する面積が500m²超となる土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する面積が1,000m²超となる土石の堆積	

図 1-10 許可が必要となる工事の規模

■Point

- ・土地の形質変更であって、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² を超える場合であっても、高さが 2m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1m を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。
- ・土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300m² を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	☐ 許可申請書	国様式 様式第二	○	－
2	届出書				
	省令第58条第1項第1号	☐ 届出書	国様式 様式第十九	－	○
3	構造計算書				
	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋 コンクリート造の擁壁を設置す る場合	○	－
4	安定計算書				
	政令第7条第2項第2号 政令第8条第1項第1号 省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号	☐ 土質試験等に基づく地盤 の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場 合	○	－
	省令第63条第1項第1号、 第2号	☐ 土質試験等に基づく盛土 全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造 成地 ②腹付け型大規模盛土造 成地	○	－
5	設計者の資格を証する書類				
	政令第22条 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号 建設省告示第1005号 細則第9条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学 したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了 証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又 は一級建築士）	高さが5mを超える擁壁の設 置、盛土又は切土をする土 地の面積が1,500m ² を超え る土地における排水施設の 設置を措置する場合に必要 必要書類は設計者により異 なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第6号	○	－
6	現況写真				
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	☐ 盛土又は切土をしようとする 土地及びその付近の状 況を明らかにする写真		○	○
7	申請者確認書類				
	省令第7条第1項第7号、 第8号 省令第63条第1項第1号 (省令第58条第1項第1号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する 書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を 証する書類	氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類)は、住民 票の写し（個人番号の記載 のないもの）、個人番号カー ドの写し（表面のみ）	○	○

改定後

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	☐ 許可申請書	国様式 様式第二	○	－
2	届出書				
	省令第58条第1項第1号	☐ 届出書	国様式 様式第十九	－	○
3	構造計算書				
	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋 コンクリート造の擁壁を設置す る場合	○	－
4	安定計算書				
	政令第7条第2項第2号 政令第8条第1項第1号 省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号	☐ 土質試験等に基づく地盤 の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場 合	○	－
	省令第63条第1項第1 号、第2号	☐ 土質試験等に基づく盛土 全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造 成地 ②腹付け型大規模盛土造 成地	○	－
5	設計者の資格を証する書類				
	政令第22条 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号 建設省告示第1005号 細則第9条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学し たことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了 証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又 は一級建築士）	高さが5mを超える擁壁の設 置、盛土又は切土をする土 地の面積が1,500m ² を超え る土地における排水施設の 設置を措置する場合に必要 必要書類は設計者により異 なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第6号	○	－
6	現況写真				
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	☐ 盛土又は切土をしようとする 土地及びその付近の状 況を明らかにする写真		○	○
7	申請者確認書類				
	省令第7条第1項第7号、 第8号 省令第63条第1項第1号 (省令第58条第1項第1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する 書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類)は、住民 票の写し（個人番号の記載 のないもの）、個人番号カー ドの写し（表面のみ）	○	○

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

繰り順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号 細則第12条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類 工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近3年間） 工事主が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近3年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	市様式 様式第9号	○	－

改定後

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

繰り順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号 細則第12条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類 工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近3年間） 工事主が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近3年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（ 法人である場合は役員全員 ） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	市様式 様式第9号	○	－

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-7 から表 2-10 のとおりです。

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰 り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第二十	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

改定後

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-7 から表 2-10 のとおりです。

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰 り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第二十	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②					
繰り順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第7条第2項第7号、 第10号 省令第63条第2項第1号 技術的助言 別紙 細則第12条	以下に該当しないことを誓約する書類 □ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 □ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 □ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 □ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号	○	－
		工事主が個人の場合 □ 預金残高証明書 □ 資金借入又は融資証明書 □ 住民税の納税証明書（最近3年間）			
		工事主が法人場合 □ 登記事項証明書 □ 法人税の納税証明書（最近3年間） □ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 □ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し □ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ		

改定後

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②					
繰り順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第7条第2項第7号、 第10号 省令第63条第2項第1号 技術的助言 別紙 細則第12条	以下に該当しないことを誓約する書類 □ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 □ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 □ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 □ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号	○	－
		工事主が個人の場合 □ 預金残高証明書 □ 資金借入又は融資証明書 □ 住民税の納税証明書（最近3年間）			
		工事主が法人の場合 □ 登記事項証明書 □ 法人税の納税証明書（最近3年間） □ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 □ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（法人である場合は役員全員） □ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	納税証明書（その1） 住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ		

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和 7 年 7 月改定)

現行

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行うとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

政 令

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止くい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

省 令

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第 2 7 条 略

2 法第 2 1 条第 3 項及び第 4 0 条第 3 項に規定する届出には、省令第 5 5 条及び第 8 5 条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止くい等の位置及び詳細図
- (3) その他市長が必要と認める書類

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに①届出書②位置図③除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止くい等の位置及び詳細図④市長が必要と認める書類を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止くい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

擁壁等の除去の届出書⇒様式編 国様式 様式第十七

改定後

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行うとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

政 令

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止くい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

省 令

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第 2 7 条 略

2 法第 2 1 条第 3 項及び第 4 0 条第 3 項に規定する届出には、省令第 5 5 条及び第 8 5 条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止くい等の位置及び詳細図
- (3) その他市長が必要と認める書類

解説

次の工事を行う場合は、**届出書に表 2-23 に記載の図面を添付して、工事に着手する日の 14 日前までに提出してください。**一部除却であっても届出が必要です。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止くい等の除却工事

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律 (工事等の届出) 第二十一条 1～3 略 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定
省 令 (公共施設用地の転用の届出) 第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定
細 則 (工事等の届出書の添付書類) 第27条 1～2 略 3 法第21条第4項及び第40条第4項に規定する届出には、省令第56条及び第86条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 位置図 (2) その他市長が必要と認める書類

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、①届出書②位置図③市長が必要と認める書類を提出してください。
なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

■Point 公共施設用地からの転用の届出書⇒様式編 国様式 様式第十八

改定後

表 2-23 擁壁等を除却する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
土地の計画平面図	除却する擁壁等の位置 除却する擁壁等の寸法	1/500以上	除却する擁壁等を含む敷地全体を示すこと
工事計画断面図	計画標準断面図、造成計画断面図	1/50以上	除却する擁壁等の代表的な位置での断面図とする

■Point 擁壁等の除去の届出書⇒様式編 国様式 様式第十七

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律 (工事等の届出) 第二十一条 1～3 略 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定
省 令 (公共施設用地の転用の届出) 第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定
細 則 (工事等の届出書の添付書類) 第27条 1～2 略 3 法第21条第4項及び第40条第4項に規定する届出には、省令第56条及び第86条に規定する届出書のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 位置図 (2) その他市長が必要と認める書類

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、届出書に表2-24に記載の図面を添付して、転用した日から14日以内に提出してください。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

表 2-24 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
土地の計画平面図		1/2,500以上	敷地全体を示すこと
工事計画断面図		1/50以上	敷地全体の代表的な位置での断面図とする

■Point 公共施設用地からの転用の届出書⇒様式編 国様式 様式第十八

現行

改定後

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務

政 令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

解説

盛土又は切土により生じた崖面は、その高さにかかわらず、擁壁で覆う必要があります。

ただし、次の①～③に該当する場合は、擁壁を設置する必要はありません。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

① 切土により生じた崖面の一部

切土により生じた崖面であつて、土質に応じ崖の勾配が表 3-3 に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となる。崖面の勾配が変化する場合の考え方を図 3-9 に示す。

② 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

③ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

Point

崖、土地の形質変更⇒概要編 用語の定義

崖面崩壊防止施設⇒設計編 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務

政 令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

解説

次の 1) ～3) に該当する崖が生じた場合、その崖面を擁壁で覆う必要があります。

1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える崖

2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖

3) 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖

ただし、次の①～③に該当する場合は、擁壁を設置する必要はありません。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

① 切土により生じた崖面の一部

切土により生じた崖面であつて、土質に応じ崖の勾配が表 3-3 に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となる。崖面の勾配が変化する場合の考え方を図 3-9 に示す。

② 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

③ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

Point

崖、土地の形質変更⇒概要編 用語の定義

崖面崩壊防止施設⇒設計編 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

〔二段擁壁〕

- 図 3-13 に示す擁壁で①表 3-8 の θ 角度以内に入っていない又は②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

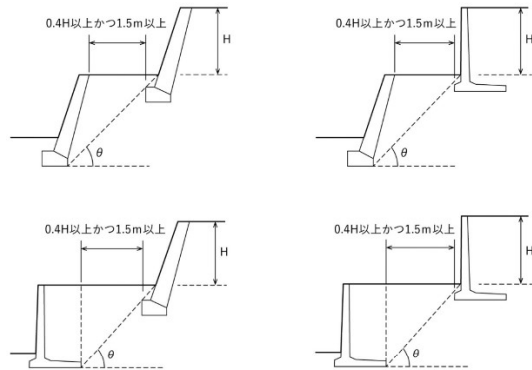


図 3-13 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

■Point

引用：表3-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P468

参考：図3-13 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P469 一部加筆
盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P468～

改定後

〔二段擁壁〕

- 図 3-13 に示す擁壁で①表 3-8 の θ 角度以内に入っていない又は②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

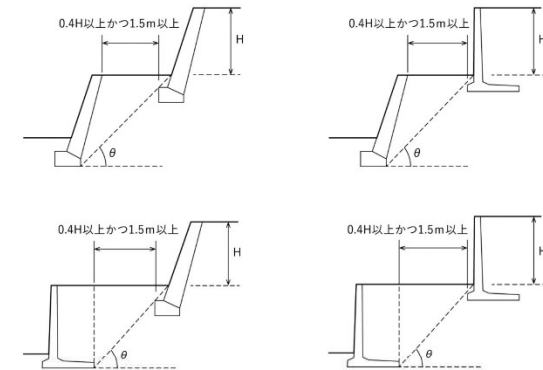


図 3-13 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

■Point

引用：表3-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P468

参考：図3-13 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P469 一部加筆
盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P468～

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

[その他の擁壁]

- 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、原則として 50cm 以上確保することとする。ただし、底版を有する形式の擁壁においては、底版厚さに 50cm 以上を加えた根入れ深さを確保すること。
- 中位の砂質地盤（N 値 10～30）において、高さ 2.5m 以上の重力式擁壁を設ける場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の十分な根入れ深さを確保することが望ましい。

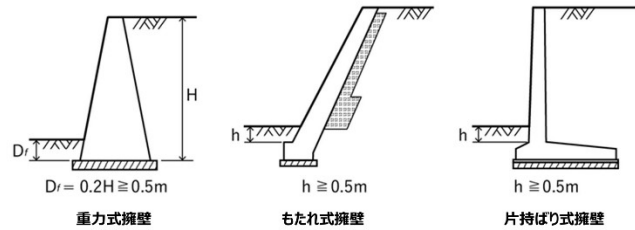


図 3-15 擁壁の直接基礎の根入れ

Point

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）P127～

[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

- 水路、河川に接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さを河床から取るものとする。
- 将来計画がある場合には、その河床高さ（計画河床高さ）から取るものとする。

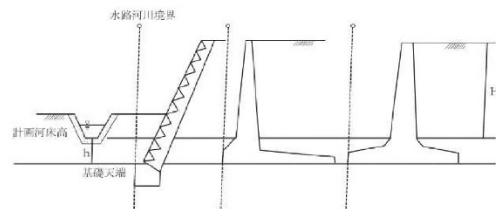


図 3-16 水路に近接する場合の根入れ

改定後

[その他の擁壁]

- 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、原則として 50cm 以上確保することとする。なお、底版を有する形式の擁壁においては、底版厚さに 50cm 以上を加えた根入れ深さを確保すること。ただし、地盤面をコンクリート等で覆う場合は、練積み擁壁の根入れ深さの考え方を適用してもよい。
- 中位の砂質地盤（N 値 10～30）において、高さ 2.5m 以上の重力式擁壁を設ける場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の十分な根入れ深さを確保することが望ましい。

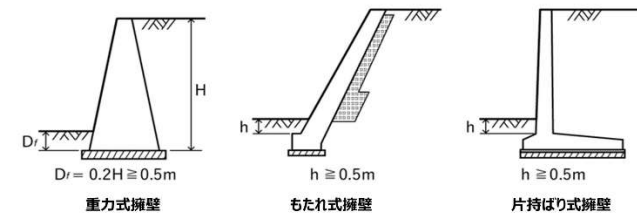


図 3-15 擁壁の直接基礎の根入れ

Point

・大臣認定擁壁を使用する場合は、仕様書に規定する根入れ深さ以上を基準とします。

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）P127～

[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

- 水路・河川に接して擁壁を設ける場合の根入れ深さは、図 3-16 に示す河床を起点とする水平線と水路・河川境界との交点から表 3-8 に掲げる土質別角度に応じた線を引き、その角度線から取るものとする。
- 将来計画がある場合には、その河床高さ（計画河床高さ）を考慮すること。

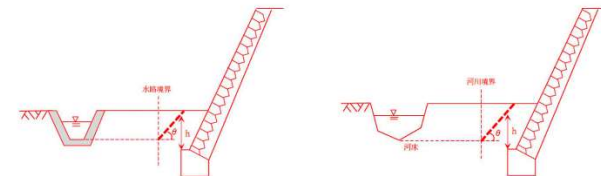


図 3-16 水路・河川に近接する場合の根入れ

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年7月改定)

現行

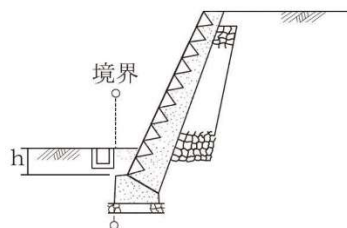


図 3-17 U 字溝に接する場合の根入れ

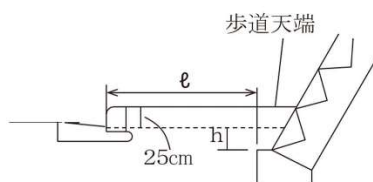


図 3-18 L 型側溝に接する場合の根入れ

Point

引用：図3-16, 図3-17, 図3-18 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P485

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P484～

改定後

[擁壁前面にU字型側溝を設ける場合]

- ・ 擁壁前面に U 字型側溝を設ける場合は、地表面からの高さとする。

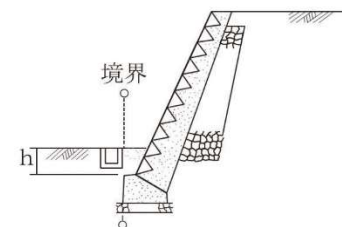


図 3-17 U 字型側溝に接する場合の根入れ

[擁壁前面にL型側溝を設ける場合]

- ・ 街渠で $\ell = 1.5\text{m}$ 以内かつコーピング高 25cm 以上のものは、25cm 下を地表面として根入れを確保する。

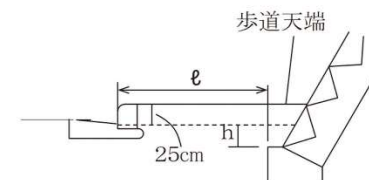


図 3-18 L 型側溝に接する場合の根入れ

Point

引用：図3-17, 図3-18 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P485

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P484～

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和 7 年 7 月改定)

現行

16.4 届出工事の変更及び完了

細 則

(届出工事の変更の届出)

第 1 9 条 法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

(届出工事の完了届)

第 2 2 条 法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 7 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届を市長に提出するものとする。

解説

届出工事の内容に変更があった場合、届出工事の変更届出書を提出してください。また、届出工事が完了した場合、届出工事の完了届を市長に届け出てください。

Point

届出工事の変更届出書：⇒様式編 市様式 様式第18号

届出工事の完了届：⇒様式編 市様式 様式第25号

16.5 工事の中止・廃止・再開

細 則

(工事中止等の届出)

第 2 3 条 法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項に規定する許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に提出するものとする。

解説

許可工事の中止・廃止・再開を行う場合、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に届け出てください。また、工事中止・廃止・再開届を提出後、災害の防止措置がなされていることを確認します。

許可工事を中止・廃止・再開しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、届出を提出してください。

Point

工事中止・廃止・再開届：⇒様式編 市様式 様式第26号

16.6 許可に基づく地位の承継

16.6.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事中止・廃止・再開届を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

16.6.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければならない。

Point

・一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

改定後

16.4 届出工事の変更及び完了

細 則

(届出工事の変更の届出)

第 1 9 条 法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

(届出工事の完了届)

第 2 2 条 法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 7 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届を市長に提出するものとする。

解説

届出工事の内容に変更があった場合、届出工事の変更届出書を提出してください。また、届出工事が完了した場合、届出工事の完了届を市長に届け出てください。

Point

届出工事の変更届出書：⇒様式編 市様式 様式第18号

届出工事の完了届：⇒様式編 市様式 様式第25号

16.5 工事の中止・廃止・再開

細 則

(工事中止等の届出)

第 2 3 条 法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項に規定する許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に提出するものとする。

解説

許可工事の中止・廃止・再開を行う場合、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に届け出てください。また、工事中止・廃止・再開届を提出後、災害の防止措置がなされていることを確認します。

許可工事を中止・廃止・再開しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、届出を提出してください。

Point

工事中止・廃止・再開届：⇒様式編 市様式 様式第26号

16.6 許可に基づく地位の承継

16.6.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事中止・廃止・再開届を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

16.6.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、工事の**変更**許可を受けなければならない。

Point

・一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。